

田口鼎軒集

大久保利謙 編

明治文學全集

田口鼎軒集

昭和五十二年八月三十日初版第一刷發行

著者 田口鼎軒

東京都千代田區神田小川町二ノ八

發行者 井上達三

東京都千代田區神田小川町二ノ八

發行所 株式會社 筑摩書房

電話 東京二九一七六五(代表)

振替口座 東京六一四一二三番

郵便番號 一〇一一九一

(分類) 0395 (製品) 10314 (出版社) 4604

Printed in Japan

田口鼎軒集 目次

日本開化小史……………	三	最澄及び空海……………	一〇
日本開化之性質……………	九	菅原道真……………	一五
日本之意匠及情交……………	六	平將門……………	一六
歴史は科學に非ず……………	九	源賴朝ヲ論ズ……………	二〇
日本歴史の沿革……………	一三	北條政子……………	二四
史癖は佳癖……………	一七	小野お通……………	二三
壬申の亂……………	一〇	日本外史と讀史餘論……………	二七
藤原不比等及び三千代……………	一六	商業史歌……………	二六
聖武天皇……………	三	樂天錄……………	三三
光明皇后……………	一七	唯有 ^レ 我……………	三五
孝謙天皇……………	一四	六合雜誌ニ質ス……………	三五

豫約刊行の盛衰……………	三三	第二十世紀を迎ふるの辭……………	三六
旅館の改良を要す……………	三三	豫約事業の成績……………	三五
新富町演劇を観て感あり……………	三三	活版職工勤續獎勵會表章授與式 に於て……………	三六
婦人に關する新語……………	三三	歷史上より觀察したる歌……………	三五
婦人に關する新語……………	三三	三河の古戰場について……………	三五
婦人改良婦人獎勵……………	三三	〔自叙傳〕……………	三六
女學の解……………	三三	島田三郎氏洋行に付經濟學協會 の送別會……………	三六
輿論記者の女學……………	三六	毎日記者に告ぐ……………	三六
女學記者と輿論記者……………	三六	前編輯長吉岡太三獄中に死す……………	三四
輿論記者の女學……………	三六	森大臣難に遭ふて薨ぶ……………	三五
崇拜論……………	三一	敬字中村正直先生逝けり……………	三六
言論文章果して幾何の勢力あるや……………	三三		
山路愛山君に對して……………	三五		

海舟勝伯……………	三八
外山博士を憶ふ……………	三三
星亨氏の横死を悼む……………	三五
伊庭想太郎氏……………	三五
徳川公授爵祝賀會に於て……………	三七
經世餘論ヲ讀ム……………	四〇
福澤先生著時事小言ヲ讀ム……………	四二
神道新論を讀む……………	四四
新著佳人之奇遇を讀む……………	四六
王陽明……………	四七
鼎軒先生の特色（石川半山）……………	四二
故田口鼎軒君の史海を……………	

回顧す（久米邦武）……………	四四
田口博士を想ふ（黑板勝美）……………	四七
序言（黑板勝美）……………	四三
文明史家並「社會改良」論者と しての田口鼎軒（森戸辰男）……………	四五
解題（大久保利謙）……………	四九
年譜（田口親編）……………	四六
参考文献（田口親編）……………	四三
詳細目次……………	四七

田口鼎軒集

東看良遠，此處都平。志思不加，羅能
海心。月与里外，甬志留。奈折礼波

韓海月就見てまゐる

鼎軒



日本開化小史

自序

有_レ裂眦反唇言語激烈動作蕩々如_レ沸者、見_レ之者曰、彼怒矣、有_レ開顏解頤言笑溫和舉止揚々如_レ舞者、見_レ之者曰、彼喜矣、是亦可也、然尙有_レ未_レ盡焉、夫人非_レ無因而怒者、又非_レ無緣而喜者、則見_レ喜怒之狀態、而求_レ其因緣、以評_レ其心之喜怒、庶幾無_レ誤矣、歷史者古來之評也、古來非_レ一世、世々非_レ一人、治亂之形勢、雜沓繽紛、若不_レ能分_レ拆之、未_レ必能_レ免_レ皮膚之見_レ也、故史家之苦辛、不_レ在於蒐_レ集歷代許多之狀態、而在_レ於究_レ盡其狀態之所_レ本也已、余記_レ此書、其可_レ悉者務詳之、其可_レ畧者務省_レ之、以期_レ得_レ其情、雖_レ然是原公事之餘餘_レ少暇_レ而成者、況余之淺學寡聞、安保_レ其評_レ喜怒_レ之無_レ誤耶、

明治十年九月

田口卯吉識

第一章

神道の濫觴より佛法の弘りしまで

人ハ生れながらにして神威を解するものにあらず、宗門を信するものにあらず、之を解し之を信するものハ他人の之に教へしものあればなり、余舊史を閱し神武天皇の時既に神道の信仰盛んなることを見て思へら

く其信仰茲に至る蓋し一人の胸裏に成るものにあらずと、因て夫の神代に就きて尊等が想像せられし事共を集め見るに稍々神道の起源と思しきものありたれば之を引證して其沿革を記しぬ、蓋し神代の諸事決して信據すべきにあらずれども到底余が引證する類の事共あるにあらずれば神道の教神武天皇の時代に於きて此の如き信仰を得がたかるべしと思へばなり、且つ其れ神道の發する佛説の移る必ず人の天性に於きてしかく導くものなくんばあらず、故に先づ其天性を説きて其發するゆゑんを解す、文中論辨多きものハ之が爲めなり

凡そ人心の文野ハ貨財を得るの難易と相俟て離れざるものならん、貨財に富みて人心野なるの地なく人心文にして貨財に乏きの國なし、其割合常に平均を保てる事蓋し文運の總ての有様に涉りて異例なかるべし、抑も人間の初代に當てや器械を用うるの智未だ發すべからず製作の技未だ熟すべからず所謂天造の果實葉根を集めて其食物と爲し草葉樹皮を綴りて其衣服を造る外手段なかるべし、夫れ智ハ物に接して益々廣く念ハ事に試みて愈々高し、人間初代の時に當て多く接する能ハず多く試る能ハず其心豈に能く長すべけんや、然りと雖も生を保ち死を避くるハ智の廣狹を云ハず念の高卑を論ぜず總ての動物に通じて違はざるの天性なり、故に人間の初代に於ては唯だ衣食を得んとの念其全腦に滿ちて毫も其心を他事に働かしめず祖先の事記するに暇なく間接の災害恐るの智なし、茫然天地の間に立て禽獸に異ならず、衣食是れ急なり豈に死後の事憂ふるの暇あらんや、故に靈魂不死の説未だ發せざるなり猶ほ夫の獨化の諸神茫然として生れ茫然として死せるが如し

實檢少しく進み交際少しく密に成り目撃せし處の諸物に名稱を與ヘイザナギイザナミの二尊の時より物の名出來しと見ゆ、其前の事知るべからず器械を製するの技を知り天の瓊矛の如きもの弓矢を執て山野に獵り竹竿を投じて江湖に釣るの智あるに及て衣服を得の術復た從前の煩に似ず食物を求る處亦從前の如く狹少ならざれば人心の及ぶ處亦其區域を廣め人の疾病を見て始て其異常の有様に恐るの色ありイザナミの尊病あり、イザナギの尊

に請ふて曰必ず病室を窺ふなかれ」イザナギの尊私かに之を窺ふ、其苦痛の有様を見て始めて恐る色あり、身体の内にて色々の雷を見給ふ、蓋し其輾轉の有様を見て雷の如く思ひしならん、古事記を見るべし、且其病死して身体の活動なき有様に注意し又其甦生して従前に異ならざる事を見て心に解せざるより類に思を廻して必定人の靈魂ハ身体と同一のものにあらず全く別に存するものなり、身体の死るハ靈魂の去るなり其甦するハ靈魂の返るなり、靈魂ハ死るものにあらずと始て身後の事を心配し靈魂不死の説を發せり、是に於てか即靈魂の語ありイザナギイザナミ二尊の時より魂の語を見る、既に靈魂不死の説を得てしより死後の懸念其胸中に滿て其終に歸する處を考へ詰め又更に黄泉の語ありイザナギの尊ハ黄泉に行けり、或ひハ日月夜見の國に行けり」と、然れバ死後靈魂ハ月に移ると想像せしものか、然れども未だ天堂地獄の説を作り死後の禍福を説く程までに人心の猶豫なかりしなり、然れども未だ神祇を尊び怪力を敬するの想像起らざるなり

耕作養蠶の道を知り天照太神の時五穀始めて生ず、瑞穂の國と稱する亦た此時より始る、然れども人民一般耕作を知りしにハあらじ、神武天皇東征の時人民穴居巢棲と記せり種々の貨物を使用する事を解し朋友兄弟林中に相會して時に或ハ遊戲の催しあるに及て天照太神天岩戸に閉籠り給ふ時種々の尊等林樹に五百箇の御統と八咫の鏡と青和幣白和幣を懸け茅纏の稍を持ち歌舞す、是れ蓋し其時代の重立たる人の遊ならん民草の如きハ未だ之に及ばじ人心の外物に接する又た多く其感觸を受くる亦た少からざれば其想像ハ唯に靈魂の事黄泉の事に止まらずして夫の死を避くるの天性より不慮の厄難を避けんとの心起れり、是時の人間未だ道理を窮むるの知なく且つ經驗なければ何事も皆な不慮ならざるはなし、總て外物の變化に注目して其意外なるに驚き皆な是れ怪力の致す處と定め悚然として恐るの心なくんばあらず、而して人間交際に於ても敬すれば人其怒を解くを以て此怪力も亦た敬すれば災を下さるべしと思ひ漸く之を敬するの事起れり天照太神の時始て祭衣を織る又た齋服殿の語あり、然れども未だ祖先を尊ぶの様子あるを見ざるなり

斯く怪力を敬するの心起りてより貨財の進むに従ひ人心漸く過去の履歷と其祖先を尋ぬるの方向に進めり、偕て古を尋ぬるにハ偏に舊き言傳に據らざるべからず、夫の感じ少き草味の人心をして面白とか恐ろしとか偉なりとか感ぜしめたる事共を言傳ふるに或ハ十分なる言語もなく或は忘れ或ハ重大に話し或ハ臆想を交へて話し口より口に傳へて益々轉訛したる言傳なれば愈々奇異の姿を爲せり、而して之を聞く人等は意外の事に多く遭遇せる者共なれば之を怪しむの心なくして終に祖先は人間に非じ必ず神聖の通力あるものならんとの思を起さしめたり、且つ此の人等に數多の事件を記憶すべき材能なきよりして重に其時代に威力ありし宗家の事のみを言傳へたれば夫の神聖の思を做さるゝ人の子孫は自ら貴種なりとの想像を起さしめたり、斯く祖先を神聖と思ひ其宗家を尊敬するの氣は歲月を経るに従ひ各處に移住するに従ひ愈々増進せざるべからず神孫天孫等の語次第に盛なる見て之を徴すべし、斯くて其祖先を日月とし智の未だ進まざる人にハ日月ハ神として敬せらるゝものなり、故に祖先を尊ぶの心より之を日月と混するに至れり天地創造の功をも祖先に歸したり、是に於て祖先の語漸く尊し、然れども未だ其靈魂の人間に利益ある事を説かざるなり

神武天皇日向の國より大和の國に攻め上り諸國の酋長ばら打平げ給ふ頃に至りてハ皇軍を渡すべきの船舶あり遠征を支ふべきの糧食ありて貨財の有様亦た舊時の比にあらざれば想像の及ぶ處亦た極めて増加せり、皇師の利あらざりし時に天皇の曰く吾ハ日神の裔なり今ま日に向ひて戦ふ故に利なし日に背ひて戦はば利あらん」と、又た曰く我皇祖の靈や天より降鑒し朕躬を光し助け給ふ」と、而して皇祖の用る給ひし寶器も神驗あるものと尊まれて神庫の内に納めらるゝ、されば此時既に祖先の靈魂人間に功績ありとの想像ありしならん、且つ靈魂不死の考へより推して祖先の靈魂天地の内に坐ますと思ひしと見えたり、然れども其靈魂を以て神祇と稱せし事あるを見ざるなり

カミと云へる語は太古の時に於ては神祇と同一の意味にあらず、イザ

ナギの尊は桃果と岩石の功あるを見てカミと稱し給へり、ソサノヲの尊出雲の國に往き給ふとき翁媼一少女を抱て泣くを見て尊曰く汝は何者ぞ、翁曰く吾はクニツカミなり」と、神武天皇の舟師速吸の門に至るとき一漁人あり艇に乗じて來る、天皇招して問ふて曰く汝は誰ぞ、對て曰く臣は是れクニツカミなり、名を問ふ、對て曰く珍彦」と日本書記を見るべし、されば尋常の人亦たカミと稱せり、故に皇祖の靈を尊ぶの事あれどもカミを尊ぶの事なし、カミとは尋常の人と雖も自ら稱へたる辭なり、カミの辭尊くなりしは神武天皇以後崇神天皇以前の事ならん、其間おのづからカミと云へる辭を自ら稱へざる習俗になりし事と思はる

神武天皇の始めて政府を日本に立て給ひしより貨財を得るの術は大に進歩の姿を爲せり、天皇東征の頃には土民に猶ほ穴居巢棲のものありしかど代々の天皇皆な耕作養蠶の道を好み給ひて頻りに之を勸勵し給ひしかば國中一般農民となれり、鎌執りて豐葦原の葦を刈り鋏刺して瑞穂の國の穂を摘みしかば貨財を得るに左までの煩勞を要する事なく人民漸く衣食の欠乏に苦まざるに至れり、紀元七百年代の始より三韓支那の人民我國に來りて交易を營み有無を通ぜり、國史に入貢と稱すれども其實ハ交易なり、近年まで琉球より支那に行きて交易せしと同一にて其一部分を政府に上納し其餘を以て交易して利益を得るなり

當時彼の國にては既に器物衣服を製造するに器械を用うる事抔を發明したれば此交易は大に日本に利益あるものなりし、又た我國は既に食物に十分なりしかば彼國の職人商人終には學士までも渡り來りて其技を賣り其道を廣めたり、其後一千年代に及びて我兵威盛にして三韓我國に屬せしかば貨財の有様は愈々盛榮に趣けり

斯く貨財の進むに従ひ人心亦た大に猶豫を得て益々其想像を逞ふせり、是時に當て人心既に靈魂の死せざる事を定めカミの人間にあらざる事を信じカミの天地に照臨まします事を想像せしかば夫の保生避死の天性よりして神に頼みて災害を除かんとの心起りし事を見るなり、七百年代

崇神天皇の時に海内疫病流行して人民の大半死亡せしかば天皇大に之を患ひ給ひ神祇の咎を受けたらんと思ひ給ひて淺茅原に幸し八十萬神を會して之をト問給ひしに大物主神侍姫に神かり給ひて曰く我を祭敬せば疫必ず平治せん」と、因て之を祭り給ふに初めには驗なかりしが再三祭り給ひしに終に疫病退けり、是より八十萬の群神を祭り且つ天社國社及神地神戸を定め給へり、カミの威力を現し尊嚴を増し神祇と同じ意味となりしは實に此一舉ありしならん、是より皇居と神宮とを分ち齋宮と申して天皇若は親王の御女を太神に齋候はせ給ふの例始まれり此事二千年代後宇多天皇の御女まで引繼けり、八百年代の末皇子日本武の尊東國を征伐し海上難風に遭ひ給ひし時難風の起るは海神の災なりとの想像起りて橘姫之に死す、其後此尊數多の惡神を征し給へり日本武の尊膽吹山に大蛇を見る思らく是惡神の使者なりと、斯く神の威權次第に増加し九百年代の頃に至りては神意に悖るとき嚴罰ある事を想像して仲哀天皇の死は神命に悖るの冥罰に歸せり、神功皇后の三韓を征し我國に臣從せしめ給ひしも亦た神慮に従ひ給ひしなり、此時分までの神命は多くは夢に於て告げられたりしが千年代應神天皇の御宇に及んでは湯起請と申して熱湯の内に手を入れ望を探り其手の爛ると爛れざるとを以て其罪の有無を決せり、是れ則ち神靈の裁判を仰ぐものなり、是に於てか神道の勢ひ最盛の點に達せり

されば人心進歩の有様を考ふるに最初には全く想像を爲す事なく更に禽獸に異ならざりしが死を嫌ふの天性よりして靈魂の死せざる事と靈魂の歸する處とを想像し次ぎに死を避んとする天性よりして自然の怪力を敬するの心起り次ぎに言傳の粗なるよりして祖先を神聖と想像するの心起り次ぎに靈魂不死の考へよりして祖先の靈魂天地に照臨ましますと想像し次ぎに祖先の靈魂神となりて之を祭れば諸の災害を治し給ふの威力を附し是より神威愈々盛にして人間萬般の所業を指揮賞罰せらるゝに至れり、蓋し未開の世に當て人の心には道理を窮むるの猶豫なければ風浪の忽ち動き雲霧の俄に起るも皆な怪力の仕業に歸して相ひ戒めたり、貨財を得

る術進み外物に接する愈よ多きに及びて初め怪力の仕業なりし事も尋常の事となり怪力の仕業大に減少すべけれども人の幽暝に心を注ぐ事亦た次第に進むべければ怪力亦た性質を變じて神となり神の領する處次第に高尚幽暝の地位に登れり、故に其尊嚴亦た隨て増加し信仰の心愈よ深くして神道の基礎となりけり、然れども未だ黄泉に於きて神の威力ある事と現世の所業の善惡に因て死後靈魂の歸する所に差別ある事を想像するに至らず、黄泉と云へる語は佛法にて所謂天堂地獄を兼ね稱するの語なり、故に其想像未だ十分に成熟せりとも思はれざるなり

斯る勢にて開闢より歳移り世代りて人心次第に進歩せしものゆゑ政府は自ら神教政府の性質を得たり、神教政府とハ神の子孫萬民を治め給ふの政府なり、神教政府の性質を得せんとて帝室にて務め給ひしにも非ず學士之之を助けしにもあらず全く真正の歴史傳らざると人心の自ら之を導きしとに因れり、故に神道の教愈よ進むに従ひ人民の天皇を尊敬するの氣は益々盛なりしかど帝家と雖も綺羅錦綉の美を見ず玉樓瑤殿の榮を知り給はざりし世なりしかば自ら尊大にせらるる事もなく誠に質素にして善く人民に近接し給へり、故に當時智者あるにあらず學士あるにあらずれども西には海を越て三韓を打從へ任那に鎮守府を立て東には東國を征し肅慎までも從ひ驛けり、此等の遠征にも天子親ら軍陣に臨み若は皇子皇后之に代りて三軍を指揮し給へり、是れ帝家の代々聖賢に御座して國事に勤勞し給へるにあらず、時運未だ草昧を去る事速からずして貨財を得るの道進まざれば風俗未だ遊惰の弊を醸ざるなり、されば其時代の最も著明なる人々を數ふるに人民にハ野見の宿禰當麻の蹶速の如きあり官吏にハ武内宿禰の如きあり皇子にハ日本武の尊皇后には神功皇后の如きあり以て其時代の人情風俗を想察し得べきなり、國威の海外に輝きしも皆な此氣風の致す處にあらずや、神道の教此の如く政治の有様此の如く風俗人情此の如くにて一千二百年代まで打繼けり

然るに千三百年代欽明天皇の御宇に當りて意外の事件を外國より注入せり、是れ則ち三韓の一國なる百濟より佛像及び經論を獻ぜし事なり、此

時に當て神道の勢ひ既に盛なりと雖も其信仰全く心に存して撿窮討論を累ねたる經論あるにあらざるなり、然るに佛法に於て既に之あり、神道の諸神其威力既に多しと雖も僅かに能く災害を除き人の所業を指示するに過ぎざるなり、然るに佛に於ては一心誦名すれば無量無邊の福德を降すとあり、神道の諸神は現身の罪惡を正すの威力ありと雖も身後の事全く關係せざるなり、然るに佛に於ては天堂地獄の因果應報を説き亦た佛の冥助を得て呵責の苦を免るべしと説けり、されば現身の安樂を欲し身後の幸福を願ふの人心には最も望む處の教法なるがゆゑに佛法の渡來りし始にこそ神道は之に抵抗するの性質を現はし饑饉疫病等の流行するは皆な國神の怒を示し給ふ徵候なりと稱して佛像を堀江に投じ寺塔を燒滅す等の所爲ありしかど暫時の後佛法の勢改復し此度ハ打手變に饑饉疫病の流行するは全く佛像を投じ寺塔を燒滅したる祟なりと唱出たり、斯て千三百年代の中頃に神道佛法の爭官吏の間に起りて佛法黨の官吏打勝ち

是より佛法の蔓延する事極めて速なりし蓋し生を保ち死を避くるは凡ての動物に存する天性なり、人間萬般の所業其種多しと雖も要するに此性質に出でざるなし、夫の貨財を積んと欲するハ生を保つなり想像を立て相ひ戒むるハ死を避くるなり、喜怒哀樂の發する亦た之を得ると之を失ふとに因るなり、然と雖も生や保つべからず死や避くべからず、故に死後猶は靈魂死せずと稱して以て其心を慰す、佛の法巧に此性に投じ教を立つるものあり、其言に曰く貨財を現世に積んと欲し安樂を後生に得んと欲せば一心念佛すべし佛其願を達せしむ」と、又た他人の生を損ずべき所業ハ人其惡行なる事を知る故に佛法亦た曰一心稱名せば即ち解脱を得る」と、されば人智のまだ遠大に達せずして直接の利に汲々たる時に當てハ容易に貨財を得んと欲して貨財を僧尼に施し後生の安樂を願ひて心を佛門に歸するもの多し、千二百四十八年より同じく八十一年に至るまで寺塔の建立せしもの四十八ヶ所僧尼に歸するもの千三百八十五人出來たり、其後百濟大寺と稱する大なる寺を建てらるゝ時東は遠江より西は安藝までの人夫を募り材木を徴されし

となり、難波の四天王寺と稱する有名の寺も此時に建られたり、抑も此時神道の想像實に佛法に及ばざりしかども之を自然に任したるに必ず修整せる体を得たりしならん、然るに其未だ成らざるに當て佛法の攻撃を受けたりしかば是より神道の想像更に進む事なし、聖德太子の十七憲法第二に曰篤敬三寶三寶者佛・法・僧也則四生之終歸・萬國之極宗、而して神道の事ハ一言も述べ給ふ事なし、今ま其想像の變ずる一二を記載せんに聖德太子道に達磨に逢ひ給ふ事ありと云へり元亨釋書に見ゆ、又た聖德太子は漢土の僧思恩の再來なりと稱せり、聖德太子の御子山背王蘇我氏に滅され給ふ時五色の幡蓋が空中に照光り種々の音樂聞ゆとあり、又た山背王は權者の化身なりと云へり、舒明天皇の九年大星東より西に流る、音あり時人曰く流星の音なり、僧旻曰く此れ天狗なり、彗星見る曰く饑饉の兆なり、夫の天堂地獄の苦樂及び觀音菩薩如來大明王藥師尊天地藏羅漢權者童子等の神聖なる事を想像するも皆な此時より始まれる想像なり、然と雖も日本政府の性質は如何にぞや、天皇の尊きゆゑんは神の子孫に御坐ませばなり、政令の善く行はるゝゆゑんは宗門の權政府にありたればなり、故に神道の勢進むに従ひ國家愈々靜謐なりき、然るに今や天皇自ら佛を拜し皇子自ら經論を講じ大臣自ら僧尼に施惠し政府自ら寺院を造らば夫の神教政府に存する所の宗門上の權威は全く僧尼に歸し天皇ハ其尊威を減じ政府ハ其權力を殺がれ人心を得る事蓋し従前の如く容易ならざるなり

斯く天皇の尊威減ぜしより大臣の專横の弊起れり、佛法の信者蘇我氏の政府に立ちしより暗殺せられ給ひし天皇あり、崇峻、大臣の意を憚りて儲位を定め給はざる天皇あり、推古、其外か擁立し奉りし天皇もありたり、又た掩殺せられたる皇子あり、穴穗部の皇子宅部の皇子及び山背大兄王等なり、官吏の死するもの亦た多し、然り而して大臣蘇我氏の病に臥せし時其治せん事を祈りて出家するもの男女一千人あり、人心の向ふ所變ぜし事明かなるべし、佛法の貸財分布の有様を變換せし事は著明なる實例を得がたしと雖も巨大なる寺院も出來徒食僧尼數多出來しからは國內の入費極めて増加せりと云はざるべからず、千四百年代の始め三韓を征するの力なかりしも政府の國內に費やす所大き爲めならん、千四百年代の始め天智天皇藤原の鎌足と計りて蘇我氏を滅し政治の有様次第に支那風となれり、此事之を次章に説くべし、依て前文の意を茲に完結せん、蓋し開闢より紀元千二百年代まで神道の想像次第に増加し千三百年代に至りて佛法三韓より渡りて神道頓に挫く、是より神道の想像進まずと雖も全く滅すと云ふに非ず朝廷亦た神祇を祭るの例を怠り給はざりき、故に今此章を結ぶの時に當りて人心の内に神道佛法の二者ありて存すと知るべし

第二章

漢學の渡りしより
京都の衰へしまで

霞たつ春の日の朝には露を含む楊柳緑を吐き風そよぐ秋の日の夕べには霜を帶ぶる楓葉錦を添ふ、凡そ物として外物の爲めに感染せられ其狀態性質を變ぜざるものやある、人も亦た之に同じ、抑々衣服飲食の其狀態性質を變ずるは言ふも更なり風俗政制と雖も大に人心を變動せしむるものあり、人心ひとも風俗政制を變ずるものにあらざるなり中村正直先生の譯し給ひし立志篇の中に政治ハ人民の心の返射なり、人民の心野なれば善き政治も惡くなり人民の心明なれば惡き政治も善くなることあり、此事然り然れども政治惡くして人民の心惡くなりし事其例亦た少なからず、韓子の語に吳王劍客を好めば百姓に癩瘡のもの多く楚王細腰を好めば宮中餓死の人多しと云ふ事あり、此の如き事なからずやハ懷ふに其惡善文野ハ互に相ひ化する者ならん、上古の世其政簡易にして其俗勇壯なりしかば絶て文弱遊惰の人を見ず、日本武の尊神功皇后の功あるも怪しむに足らず、中古奈良の朝より文弱の氣次第に蔓延し平安に移りて後其勢最も甚し、其時代に至りてハ在原の業平深草の少將清少納言紫式部の如き人々出來りて其長處を世に顯したり、上古の時代と相距る既に遠しと雖も人情の相異なる亦た驚くべきならずや、如何なればかゝる人情に至りしか何

れが露となりて楊柳の姿を養ひ何れが霜となりて錦の衣を染めしか其ハ此文に於て説かんと欲する所なり

漢學の我國に渡りし事ハ極めて舊し、三韓との交通始まりし頃より往復の文書ハ悉く漢文を以て記載せるが如し、然れども人心上に效驗を起せし事少きを以て前章に於きて之を説かざりしなり、偕て漢學の渡りしより種々の事件我國に起りしかど之を概するに第一文學の出來し事第二政府の体裁變りし事此二つの外に出でじ、先づ文學の事に付て論ぜん、漢學の未だ渡らざりし代には日本に文字全く無かりしにや古事記の序にも舊辭の語ありて舊史舊書等の事を見ず、日本書記の内に數一書一書と記せるハ蓋し千三百年代推古天皇の時に勅して撰まれしものを言ふならん、然らんにハ是れ亦舊辭より記載せしものなり、然れば古代ハ未だ文字の發明なく言語を以て相傳へたるものならん、漢學の渡りし後直に其音を採りて此言傳を記す古事記萬葉集の類是なり之を萬葉假名と言ふ、其後千五百年代の始め吉備の眞備片假名を作り同じ百年代の中頃に至り僧空海平假名を作りしと云ふ、此文字の出來しより日本に文學起りて書物も編まれ學士も出たる事なり

第二政府の体裁變りし事は風俗人情に於て大なる變異を發せしものなれば茲に詳に之を説くべし、抑々神武天皇より以來打續て來りし政府の建方ハ誠に質素なるものにて武官文官の差別もなく天皇其上に君臨して自ら萬機を統べ給へり、近く之を譬ふるに其時分の政府と申すものハ大なる庄屋の如きものにて官吏の數も至て少く年貢の收納も極めて輕ろかりしならん、舊史に記する處に據るに天皇より度々田租を免じ給ひし事あり、政府の御入費多からんには如何で度々租税を免ずる事を得ん、又た度々都を遷されし事あり、是れまた輦轂の下に官民多く住み集まりたらんには斯く度々遷都を仰出さるゝ事ハ出來まじき譯なり、されば上古の時代には政府も至て質素にて都の内も人民極めて少かりしと思はるゝなり

延にてハ自國の質素にして簡易なる小政府を恥かしく思ふの心出でたり、蓋し人ハ其心と其衣食の有様を拂取せんと思ひて自己より進める人を摸擬せんと心の心あり、是亦死を避け生を保つて天性の次第に進歩し快く生を保たんと心の心に出でしものなり、夫の寡聞の博識に倣はんと欲し貧賤の富貴を望むも均しく摸擬せんと心の心に出づるものなり、今日開明の諸國と雖も其長技ハ當初一人の發明する所にして餘ハ皆な之を摸擬せしものなり、此摸擬の能に於てハ最も敏捷なりと自ら誇れる日本人が三韓と交通する頃より音に聞き名に慕ひし國に和親し其風俗を見るに至りし事なれば此時こそと摸擬しはじめ終にハ全く自ら捨て、彼の國の政治の有様を我國に移さんとする勢なりき、蘇我氏の猶ハ政權を擅にせし頃始めて遣隋使と稱する使者を彼國に遣はされたり、其後彼國唐の代となりしかば代々の朝廷ハ遣唐使と稱する使者を唐へ遣はされて其國の事情を實見せしめ更に留學生を遣はされて其文學を學ばしめ其政体を調べしめ給へり、此等の人々ハ全く彼の國の風俗に染みて歸朝し唐風の冠を戴き唐風の衣服を着し唐詩を吟じ唐音を使ひ意氣揚々として百事唐風を戀ひたり

かく漢學の方にて留學生等が其道を勉勵し威風を朝野に輝せし時に當て佛法の方にても亦た書生を唐に送りて其法を修業せしめたり、此僧侶も上達して歸朝し奇怪なる技術を現はして説教し朝野の人を恐嚇せり、斯く博士と僧侶とに煽動せられし摸倣ずきの殿上人等ハいかで自ら分別あらんや、何ものなれ唐より渡りしものならんハ惡しきものハよもあらじと思ひしものからさしめ彼の國に於て折合惡しき儒學と佛法とが仲善く一處に弘まり一處に蔓延したり、朝廷にてハ兩ながら之を信ぜられしかば漢學にハ勸學田を賜ひて學生を重く用ゐられ佛法に寺領を給せられて僧侶を厚く賞せらるゝ、かく其時の人民の賤しき有様をば差し置きて早く其政府を立派に爲さんと企てたり、人民の富を唐の如くにならしむる方法にハ目を附けて偏に朝廷を唐風に飾り立てんと目論みたり、是より夫の庄屋政府を廢して八省を置き天皇自ら萬機を聞かせ給はで大臣之に

當り數多の官員拜任して多分の給料を賜り唐風の衣服を官服と定め官階を定め服色を定め皇居を盛に營まれ四方に十二門を建てたる、東にハ陽明待賢御芳門南にハ美福朱雀皇嘉門西にハ談天藻巖殿富門北にハ安嘉偉鑿達智門御殿ハ紫宸清涼溫明殿等なり百事唐制を模擬し給へり、千四百年代の始より千六百年代の終桓武天皇の時まで政府の目的ハ全く此一點に存するが如し、是より政治の扱方非常に手重になりて復た古の如く、廉なる政府にハあらざりき、其後に至りて其制愈々全備せしかば政府益々盛大になれり唐風を模擬して斯く盛大なる政府を立てたればとて當時果して如何なる事務がある、三韓ハ既に我有にあらざる外國より日本に來るもの至て稀なり、蝦夷ハ時々穩ならざりし事あれども其迎も左までの事にあらざる四方の波風靜にして四海の内泰平を歌へり、かゝる世の中にハ八省を置き給ふとも十三階を定め給ふとも徒に政府を盛大に見せ入費を嵩ましめたるのみにて用もなく益もなし、學者ハあれども人民に鈞合はず三好清行の封事に大學の書生用ゐられざるものハ白頭にして飢て碧水の溪に臥すとあり、其れハ漢學を學びし者も古郷に歸りてハ學者と稱して營生し難きゆゑなり、其時分の人民に不鈞合のものなればなり官吏は多けれども其當るべき事務少し、かく唐風を模倣し當時の日本人民に不鈞合なる政府を拵しゆゑに數多の殿上人は無聊に苦しみ何がな遣悶の慰みにもとて漸く遊惰の風俗に移らんとその勢を顯せり

斯く遊惰の氣次第に増進するに従ひ人倫の正しからざりし古來の風俗はだに禍害を世に散布せり、抑々日本の古代にありてハ人倫正否の考ハ未だ人心に發せざりしにや品行の一事に至りてハ聖賢の聞へある人々にも闕遺なきにはあらざり、然れども武勇の氣盛なりしかば其禍害ハ未だ世に現れざりしなり、儒學の渡りし後と雖も其訓戒更に人心に感覺ありしを見ず、佛法の渡りし後頻りに無常を説き火宅と教えて夫の古代に盛なりし武勇の氣を消耗せしかば人心漸く柔弱となれり、此柔弱の人々多分の給料を得盛大なる朝廷の上に趨走するに至りても人倫の不正なる事ハ依然として改る處なかりしかば大に遊惰の氣を助け弊風を後世に遺すに至

れり、千五百年代奈良の朝廷は最も此責を免かれざるなり、此事に於ては肉食妻帯を戒とせる僧侶と雖も實に是禍害を導きし先達たり、是より朝廷遊惰の弊始まれり

かゝる弊風の朝廷に始まりし時に當て人心の有様は如何なりしやは和歌の進みし一事を以て知べし、抑々和歌は神代より傳へ來りしものなれども中古奈良の朝千四百年代の末より千五百年代の中頃までに至りて數多の名人出て萬葉集等撰まれ其より盛んになりしといふ、按ずるに和歌また佛説に染みてより其情巧みになりしものならん、夫の戀の情を陳ふるは其前の歌にも多く見えたれば古代よりの氣風なるべけれどもあじなき、浮世・陽炎の身・消かゝる露の命など云へる詞の如く無常を觀する思遣は佛説より導きしものならん其後の事なれども業平俊成定家等も佛説を學び其味を歌に適合せし人なり、又た僧侶にも數多の歌人を出だせり、其後唐詩の風調に染みて其體をかへしよしは古人も記せり、されば和歌の体を熟視せば此三者より成れる事を知るべし、而して此三者合して如何なる性質を和歌に與へたるやと尋ねるに蓋し見るもの聞くものに付て悄然と憐の情を覺え詠める事なり、されば山里に鶯の聲を聞ては「ものうかる音に」と觀じ櫻花の散かゝるを見ては「いかに散れとかと風を恨み子規の初聲を聞ては「主さだまらぬと戀しく思ひ連葉の濁に染まぬを見ては「何にかは露をとなじり月の夜舟に棹しては「うらこぎ渡る」と自ら詫しがり奥山に妻戀ふ鹿の聲を聞ては「聲きく時ぞと秋を哀し雪ふり積るけしきを見ては「春に知られぬ花や咲くらんと冬を賞へ四季折々の物に付け事に付けて色々と憐の情を起す事なり、心を物の憐を觀ずと云ふ、かゝる情ハ働かして衣食に富み勉めずして心に暇多く柔弱にして靜に知見なくして癡情に富る人に非ざるよりは之を十分に盛ならしむるを得べからず、此歌奈良の朝より漸く盛んになりしとあれば其時代より殿上人の柔弱の勢ひ起りし事を知るべし、蓋し和歌ハ人心より發せしものなれば之を見て其人心を知るを得べきものなれども又之を讀む人をも文弱に導くの性質あり、^{ボックル}氏英國文明史の序第五章に文學家門等ハ人心より發するも

のにして人心を化するの力なしと喋々論ずれども余ハ之を信ぜず故に和歌亦た人心を化するの力ありと言ふ、目に見えぬ鬼神をも泣かしめ男女の中を和らげ猛き武夫の心を慰むと古今集の序に記せる事實に然り、況してや既に遊惰にならんと路に進める文弱男兒の之を見るをや

夫の唐制を模擬せんと勉めたりし奈良の朝に於きて人心の有様既に此の如くなれば既に十分に模擬し了りたる平安の朝に至りては其勢更に甚しかりしは言はで知るべき事ならん、況してや平安の都にハ幽雅の山河いと多く霞を分けて花にむせび錦を踐みて紅葉に狩り公けの暇もて心を慰め給ふべき勝景風情に乏しからぬをや、されば平安の都に移り給ひてより遊惰の氣益々甚しく文學より文字より其他技藝に至るまで漸く麗麗になりて柔弱の性を含めり、律令格式も撰まれ歴史文章も編まれたれど此等は却て政府を盛大にし人民と政府とを愈々懸隔せしめたる媒となり、而して朝廷遊惰の勢は益々進めり當時の有様ハ伊勢物語を見て知るべし、伊勢物語ハ在原業平の著ならん、業平ハ千五百年代の人なり

藤原氏が權を廟堂に擅にし其門戸を廣るに至りて千六百年代の始めより門閥の勢益々盛んになり莊園の領主も多く出來しかば文弱の風習ハ一層の勢を得たり、蓋し文運の進むに従ひ夫の生を保つ天性次第に生長し生を樂むの心となり更に進んで快く生計を立てんと心起るなり、人の智識を琢み貨財を積まんと欲する亦た此企望に出づるものならん、然るに今朝廷の人々其身を勞すなくして其企望既に成る、故に其心身を唯だ快く樂むの一點に用ゐられたり、秀才佳人多く出て朝廷にて重く用ゐられ聞詩奉和など朝廷にて催さる清行文時直幹融等の如き人も此聞詩奉和の仲間なりき、御暇の御慰には和琴神代より傳ふ琴・箏千五百三十年清和天皇の朝に唐より傳ふ笛・笙・鞠・香香ハ天平年中百濟より傳ふ碁・雙六・へんふたげなどあり宴には曲水の宴賀には紅葉の賀樂には青海波柳花苑諷ひ物には今様催馬樂などあり、皆朝廷の秀才佳人が自ら歌舞彈蹴し給ひて其技能に誇り給ひし處なり、中にも和歌は最も盛に行れて菊合繪合根合艶詞合其前書に内にて殿上人の歌讀むと聞ゆるに宮づかへの人の許に懸

想の歌讀みて遣れとの仰にてと記せり、など色々趣向を變へて其優劣を試らる時に五節の舞姫あり、天武帝の時より始る、又た采女の制あり、此事極めて舊し九重の樂悠にして玉簾の内床しぞぞ見えにける、是に於て夫の奈良の朝より次第に鬱積したる文弱の空氣の中に人と成り給ひ日の目にも當り給はで深殿の内に養はれ出づるには牛車に乗り入りては御方々に侍れ給ふ優にやさしきまめ男・みやび男・優き男・色ごのみの男・等平安城裏に充ち満ちて月を賞し花をながめつゝ物の憐を觀じ戀に寄て和歌を詠出で給ひける、是より凡て實際に關する事務は貴人の賤む所となりて政府の大任なる兵食の權は皆下官をして之を扱はしめ給へり

かゝる風俗の盛なる時に於きて貨財の有様舊時より盛なるは言ふまでもなければ此等の人々は貨財を得んとて心を磨く事もなく政治上の事に付て心を勞する事もなし、故に其智や極めて小に其念や極めて偏なり、貨財に足りて死を恐るの心盛なる人々に智識少なりしかば物に恐駭する事極めて甚し、些細の病氣にも物の化生靈などの災か抑々天魔の仕業かと恐れ給ひて僧侶神官を召して加持祈禱惡魔退治などせしめ給へり、又た咒咀の事あり變生男兒の法ありて行はる、此時神道佛法漸く相和して本地垂迹の説も弘まりたれば此等の事には神道佛法共に關せり、其後内訌を鎮め外患を防ぎ給ふにも神佛の威力を頼み給へり、又た怨を含んで死せし者を神に崇め尊むも此時代より始まり此時代に至りて租稅極めて強し、白雉三年則ち千三百十二年の詔に曰く段租稻一束半町租稻十五束」と、令義解に曰く段租稻二束二把町租稻廿二束」と、弘仁格則ち千四百七十餘年にハ上田一段稻十束中田八束下田六束下々田三束とあり五分の一の稅なりと云ふ、佐藤信淵の農政本論に承平天慶の頃則ち千六百年代の末より保元平治則ち千九百年代の始まで七公三民の租稅なりと記せり、何書より引けるや詳かならねども當時奢侈の有様を見れば其稅の重かりし事を知るべし

都の内は斯る有様なりしかど都の外は全く其有様を異にせり、諸國の豊饒なる莊園は富める者之を領して租稅を出す事なし神皇正統記に曰く功田

と云ふ事ハ昔ハ功の科に隨ひて大上中下の四の功を立て田を頒ち給ひき其數皆定れり、大功ハ世に絶えず其下つ方ハ或ハ三世を傳へ孫子に傳へ身に止るもあり、天下を治ると云ふ事ハ國都を専らにせずして其事となく不輸の地を立てらるゝ事のなかりしにこそ國々に守あり郡々に領あり一國の内皆國命の下にて治りし故に法に背くの民なし、係て國司の行迹を勤へて賞罰ありしかば天下の事掌を指して行ひ易かりき、其中にも諸院諸宮に御封あり親王大臣亦此の如し、其外宮田職田とてあるも皆其所の正税を受取るのみにて國ハ皆國司の吏務なるべし、中古と成りて庄園多く立てられ不輸の所も出來しより亂國とぞ成れり」此領主及び預所領主都にあれば預所を置きて托すは常に自から耕作する事なく専ら弓馬鎗劍の道を嗜み心膽を剛にし身体を強壯にする事のみを勉めて政治上の事件あらば第一の勳功を致して名を揚げ家を起さんものと心懸たり、京都より西に當れる國々には舟部合も善く陸行も便なれば自ら京都の風俗に染み勇壯の氣は少なかりしが關東の諸國は京都よりも程遠く往復の便利も悪しかりしかば柔弱の弊風に染みざりしのみならず度々戰爭あり、ゆゑに武勇の氣古より盛なりき、父死すとも子は屍を越えて進み主斃るゝも臣は顧みずして向ふと云へる猛者等が坂東の國々に臂を振り拳を固めてぞ居たりける

されば門閥の勢平安城裏に盛にして血脉を以て貴賤を論じ歌道を以て人材を判ち文弱なる大宮人等が廟堂の特權を握るに及て民間に於ては次第に黨派を立つるに至れり、蓋し名と利とを好むは賢不肖の差別なく人性固有のものなり是れ亦た生を保ち死を避くるの天性に出づ、而して其名と利とを兼ねたるものは其時代においては政事上の事よりも大なるなかりしなり、夫の命も惜まで重賞を競ひ矢石を冒して功名を思ふ武夫が門閥の風俗を以て其進路を遮られ柔弱男兒の爲めに其政權を押えられたりしかば賢不肖の差別なくをのづから名利の存する場所に蟻附して次第に強大なる黨派を集成せり

第一佛法のみは當時全く門閥の弊習を免かれ且つ朝廷にても血統人柄を問はで重ぜられしかば數多の人傑は佛法に心を寄て其器量を顯はしたり、

剛勇の武夫罪を犯せしもの姦惡の少年身を容るゝに地なきものも寺院に投じ佛門に歸せば其刑罰を免かれたり、されば佛法ハ始より黨派の性質を存したり、然るに門閥の勢盛なるに及んで官吏は怯懦の心より之を尊崇し之に施恵したれば諸國の氣力ある人々多く之に歸依して八宗も弘まれば三論宗ハ千二百八十五年に高麗の僧慧灌之を弘む、唯識ハ千三百十三年河内國丹比郡の僧道昭之を弘む、律宗ハ千三百九十三年漢土の僧鑑真之を弘む、花嚴宗ハ千四百十五年河内國の僧慈訓之を弘む、天台宗ハ千四百六十二年近江の國滋賀郡の僧最澄之を弘む、眞言宗ハ千四百六十六年讃岐國多度郡の僧空海之を弘む、禪宗ハ千七百七十四年備中國の僧榮西之を弘む、臨濟曹洞黃蘗等ハ其分派なり、淨土宗ハ千八百四十五年美作國の僧源空之を弘む、其後我國にて一向宗と法華宗との二宗起れり、一向宗ハ平安の僧親鸞之を弘む、法華宗ハ安房國長狹郡の僧日蓮之を弘む、都合十宗なり、之を弘めたる人々ハ皆賤しき生れなれども朝廷にて之を重遇せられけり、其學ぶ處は文學を琢き性理を窮むるにあり、其職とする所は人民を教導し朝野の尊信を受くべきものなれば其威力は歲ごとに盛なり、然して其内部の有様を見るに數多の土地を領して自ら之が支配を爲し巨萬の僧侶を養ふて自ら之が懲罰を行ひ之が首領を撰び之が規則を立つるも皆な自ら行へり、又た新に寺院を起し堂宇を建つ事あるときハ勸進帳を捧て十方檀那より奉加を受け其費用を辨じたり、實に佛法の黨中には王政の及ばざる獨立國の姿ありき、千七百年代の末關白延曆寺の座主を定めんとして山徒服せし始めて嗾訴の事あり、之より常に軍馬を蓄へ甲兵を蓄へ少し意に滿たざる事あれば三千の僧軍神典を奉げて朝廷に嗾訴せし事數なり、此時に當て最も強大なるもの延曆寺園城寺東大寺興福寺等にして各寺相嫉みて攻撃せし事もあり又た武夫黨と鬭争せし事もありし

第二武夫黨の如きハ佛法黨の如く自由ならざりしかども當時の氣風に適せしにや處として之なきはなし、是亦門閥の弊習の致す處か、夫れ天下の政權を任ずべきもの豈に特に藤原氏の人に限らんや豈に特に平安城裏の人に限らんや、然るに諸國の膽力ある武夫は唯其究止起居の野なるが